2023年3月定例会 本会議会派質疑と当局答弁

2023年3月13日(月) 13:30

◎大石正信議員の一般質問(30分)

- 1. 非正規職員の処遇改善について
- 2. 学校給食の無償化・異物混入について



大石正信議員への答弁と再質問 ※音声をもとに党市会議員団で要約したものです。

- ■武内市長
- ■総務局長
- ■教育長
- ○大石議員
- ■教育長
- ○大石議員
- ■教育長
- ○大石議員
- ■教育長
- ○大石議員
- ■教育長
- 〇大石議員

大石正信議員の一般質問

日本共産党の大石正信です。会派を代表して、一般質問します。

1,非正規職員の処遇改善について

まず、非正規雇用の処遇改善について伺います。小中学校に配置されている会計年度任用 職員の教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)は、学校管理職の指示をうけて、 教員の補助的業務の学校だよりや会議資料の印刷、掲示物の張り替え、来客者の取次ぎ、校 内清掃などの業務を行っています。この職種は、①月額ではなく時間額②1年度ごとの更新 が最大3回で4年の有期雇用③病気休暇は無給と3重苦が強いられています。職員からは 「この賃金では一人で生活できない。雇用も継続されるか不安、病休の無給もつらい」と切実な訴えがされています。市長選挙で、自治労連北九州市学校嘱託職員労働組合のアンケートに武内市長は、「正規職員との理不尽な差は是正されるべき」と回答しています。正規職員との格差解消のために、非正規職員の賃上げなど処遇の改善を行うべきです。そこで2点質問です。

◆第1に、会計年度任用職員の給料基準表の区分は、A~Eの5区分です。学校事務補助員 や校務員、教員業務支援員は、E区分です。A~E区分にはそれぞれ上限が定められており、 A区分は上限が105号給であるなど上限に幅があります。また、上限額もA区分では月額 約29万5千円です。ところがE区分は、上限が3号給であり、月額約15万8千円で頭打 ちです。市長事務部局の会計年度任用職員1450人のうちE区分が538人と37.1% も占めています。

しかも、本市の外郭団体の非正規職員の給料は、概ねこのE区分の給料基準表の水準となっています。市役所関連の非正規雇用の処遇改善のためにも、会計年度任用職員のE区分の上限を広げ、また給与の基準となっている正規職員の初任給の額や号給の引き上げなどで上限額を引き上げるべきです。答弁を求めます。①

◆第2に、会計年度任用職員のE区分では、学校で働く他の校務員は約15万円、学校事務補助員は約12万円で月額制です。しかし、同じE区分の教員業務支援員は、時間額958円~972円。勤務時間が8時30分から15時15分までの6時間勤務で、学校事務補助員と同じですが、3季休業日に勤務しないため、これらの属する月は報酬が大幅に減少してしまいます。しかも、正規職員の病気休暇は有給ですが、会計年度任用職員は年間10日の病休は無給です。教育委員会は「春・夏・冬の3季の長期休業日があり、仕事がない日もあるので時間額にしている」「時間単価は学校事務補助員と同じ」と言います。しかし、ある校長先生は「平日15時15分の勤務時間は終わっても仕事は残っており、時間を延長して仕事してほしい」との声もあります。勤務時間を16時45分に延長し、6時間勤務を7時間30分に変更すべきです。また、3季の長期休業日も校務員と協力して校庭の整備をするなど学校には沢山の仕事があります。平日や3季休暇も仕事を確保し、勤務時間を延長し、時間額から月額に改善すべきです。答弁を求めます。②

2, 学校給食の無償化・異物混入について

次に小中学校の学校給食の無償化と異物混入について伺います。北九州市長選挙では、多くの候補者が「学校給食の無償化」「質の向上」を掲げました。一方、教育委員会は、学校給食の無償化に対して、学校給食法第11条で食材等に係る部分は「保護者負担」が当然と議

会で答弁してきました。2018年12月6日、参議院文部科学委員会でわが党の吉良よし子参議院議員の質問に対して、当時の柴山昌彦文部科学大臣は、学校給食法第11条の規定は1954年の文部事務次官通達の通り「給食費の一部補助を禁止する意図がない」こと。さらに、「地方自治体がその判断によって全額補助することを否定するものではない」と答弁を行うなど、無償化を拒否する法的根拠は否定されました。そもそも憲法26条2項で「義務教育は、これを無償とする」と規定し、教育基本法第4条及び学校教育法第6条において、義務教育の無償が担保されています。

物価高騰のもとで、子どもと保護者の生活、仕事、家計、心身に大きな影響を与えており、 本市でも学校給食の「無償化」と「質の向上」を行うべきです。 そこで、3点質問します。

- ◆第1に、学校給食の無償化は、昨年12月時点で全国254自治体に広がっていることが明らかになりましたが、その後も新たに実施表明が広がっています。これには大阪市・東京葛飾区・千葉県市川市など人口の大きい都市も含まれます。市長も学校給食の無償化について、「財源が整えば」と回答しており、学校給食の無償化に踏み出すべきです。答弁を求めます。③
- ◆第2に、市長が選挙公約した「学校給食の品質向上」のため、運営の検証が求められています。北九州市の学校給食調理業務の民間委託は、労働者供給事業や労働者人材派遣ではなく、請負契約になっています。市の調理業務の民間委託は請負契約であるならば、調理器具の点検・更新は業者の責任で行うべきであり、昨年の12月補正予算において、市が異物混入対策のための調理器具の更新及び機械の点検費用として5790万円を計上したことも請負契約違反の疑いがあります。

労働者供給事業と請負契約の違いについて、昭和61年労働省告示37号では「自己の責任 と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材又は材料若しくは資材により、業務を処 理すること」となっています。つまり、請負業者が機材や食材を準備し、請負業者の責任に おいて調理業務を行うことを義務付けています。

本市の民間委託は、学校の調理室を使い、市が用意した調理器具・機材を使い、水道・電気 代も市が負担するなど労働省告示に反していると考えますが見解を伺います。④

◆第3に、学校給食の異物混入の原因究明と対策が求められます。民間委託の調理現場からは「決められた時間ギリギリに、その日の仕事を終えるのに精一杯で、調理機材の点検などにかける時間などありません」との声が出されています。

それに加え、厳しい労働条件で働いている従事員の入れ替わりが激しく、募集しても人が集

まらない状況のもとで、研修を重ねても従事員の経験・スキルアップは望めないと思われます。

現在、特別支援学校は直営で運営していますが、献立や食材も違う特別支援学校の調理方法 を小学校に反映させることはできません。まずは、各区に1校以上、小学校でも直営に戻し、 比較検証すべきです。答弁を求めます。(5)

以上で私の第1質問とします。

[学校給食の無償化について]

■武内市長

大石議員ありがとうございます。私からは学校給食の無償化につきまして、答弁させていただきます。学校給食の無償化につきましてはアンケートをされておられますけれども、選挙期間中、報道機関等からアンケートへの回答依頼が数多くございました。私としては、自身の考えを正確に有権者に知っていただくため、またひいては有権者が投票行動を起こすきっかけになればという思いから丁寧にお答えしてきました。

お尋ねの「財源が整えば」という回答については、市長選の候補者に対し公開質問状として行われた「NGO新日本婦人の会」の実施による教育医療福祉アンケートのことを指していると思われます。このアンケートで提案された教育の条件につきましては、私は必要な財源が確保され実行のための体制が整うのであれば、実現されることが望ましい事項であるという風に回答しました。このように文章で丁寧に回答したものが余るという形で報じられたものだと承知してます。

私の基本政策の柱は教育環境を充実し子供が育てたくなる北九州市を作ることです。それによってひいては、人に選ばれ企業に選ばれ多くの人が集まる北九州市を作っていきたいということです。学校給食費の無償化を含めアンケートで提案された教育条件に関する内容については、その実現性と有効性のバランスに配慮しながら議論をしていくべき課題だという風に考えております。

北九州市において学校給食費を無償化する場合、多額の財源を要することから直ちに実現することは困難であるという風に考えております。以上です。残りは担当局長から答弁を行います。

[非正規職員の処遇改善について]

■総務局長

私からは非常勤職員の処遇改善についての内、会計年度任用職員のE区分の職について 上限額を引き上げるべきとのお尋ねにお答えを申し上げます。会計年度任用職員制度が従 前の臨時非常勤職員制度が各地方公共団体において、その任用根拠や勤務条件に関する取 り扱いがまちまちであったことから、非常勤職員の適性な任用と勤務条件の確保を目的と して、令和2年度から全ての地方公共団体を対象に創設されたものでございます。

北九州市の会計年度任用職員の職につきましては国が示しております考え方を踏まえて構築しており、正規職員に適用される給料表の額の適用や正規職員に準じた期末手当等の支給など、正規職員と一定な均衡を考慮した制度となってございます。また国が示しております報酬の考え方では、定型的補助的な業務等に従事する事務補助職員は、正規職員の初任給基準額を上限の目安とすることとされております。こうしたことから北九州市では、E区分事務補助等を行うE区分の職の報酬につきましては、その職務の内容や責任等を踏まえまして正規職員の高卒初任給の額を上限に設定しているところでございます。

初任給の額や号給の引き上げにつきましては、国や市内民間企業の状況を踏まえました 人事委員会の勧告に基づき行ってきており、勧告に寄らずに改正することにつきまして は、国や市内民間企業との均衡という観点から適切ではないと考えております。なお初任 給の額につきましては、今年度も若年層に重点を置いた改訂が必要との人事委員会勧告に 基づきまして、高卒の初任給について月額 4000 円の引き上げを行ったところでございま す。

また現在、国におきましては会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給を可能とする法 案が提出されるなど全体的な処遇改善の動きもございます。今後も会計年度任用職員の処 遇につきましては、基本的な制度の考え方は維持しつつ人事委員会勧告や国の改正内容等 を注視し適切に対応して参ります。私からは以上でございます。

■教育長

最後に教育行政に関連いたしまして順次お答えをいたします。

まず非正規職員の内、教員業務支援員の勤務時間を6時間から7時間30分に延長して、 長期休業日も勤務日にすべきだという点にお答えいたします。

教員業務支援員とは、教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制整備を目的に、学校教育法施行規則で教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する職員という風に規定されております。現在 162 校で 171 名を会計年度任用職員として配置をしております。会計年度任用職員の報酬でございますが、任用期間が 1ヶ月以上でかつ一週間あたりの勤務日数が定まっている職について月額支給となっております。一方で教員業務支援でございますが、春休み・夏休み・冬休みのこの三季の長期休業日中に勤務を要さずに勤務日数が一定でないことから時間額として支給をしているところです。

勤務時間や勤務日についてでございます。この職は教員が児童生徒への指導に注力できるように教員が児童生徒に関わってる時間帯であります6時間を勤務時間としております。また長期休業日の間は休暇取得や研修参加などによって支援対象の教員が不在の場合

が多いことなどから休日としておりますが、多忙となります学年初めの4月の当初や夏休 み冬休み明けその休業日明けの前日につきましては勤務日として設定をしているところで あります。

この職の公募にあたりましては、長期休業日中も勤務日といたします学校事務補助員や 公務員等の他の会計年度任用職員とともに公募を行っております。またこれらの職を併願 して受験することも可能としております。このような中で教員業務支援員には、自分の子 供の下校時間帯には帰宅することだとか、長期休業日中に子供と過ごすことを望みます子 育て世代の方、あるいは体力的にムリなく働きたいという年長者の方なども応募してる状 況がございます。

以上のことから、勤務時間の延長や長期休業日中を勤務日とすることは考えておりません。なお、この教員業務支援でございますが、教員の負担軽減に貢献しておりまして、今後も小中学校の全校配置に向けて取り組んで参りたいと考えております。

[学校給食について]

続いて学校給食の無償化・異物混入について、現在の民間委託は労働省告示に違反しているのではないかとのご質問についてでございます。学校給食調理業務につきましては、現在離島を除く小学校 127 校において民間委託により実施をしております。この学校給食の実施にあたりましては、学校給食法第 11 条及び同法施行令の第 2 条第 2 項の規定に基づきまして、実施に必要な施設及び設備に要する経費並びにその修繕費につきましては、義務教育諸学校の設置者であります市の負担という風にされております。そのために令和四年 12 月の補正予算におきまして、給食調理器具の更新や機械の一斉点検のための費用として、5790 万円を計上してご承認いただいたところでございます。

ところで派遣と請負を区分する基準についてでございますが、労働省告示第 37 号において示されました基準によりますと請負契約であるためには、一点目として受託業者の調達した設備や機材・材料により業務を処理すること、2 点目といたしまして受託業者の有する専門的な技術経験に基づいて業務を処理すること、この 2 点のいずれかに該当する者で、単に肉体的な労働力を提供するものではないことを要件としております。

給食調理委託に対します教育委員会としての見解についてでございます。 給食調理の民間委託では、市が調達しました設備等を使用して履行しているために、告示の1点目の委託業者の調達した設備や機材・材料により業務を処理することには該当はしておりません。しかしながら、受託業者は有資格者や集団給食施設での調理経験を有します者の配置によりまして安全性を確保して、従事者の分担や作業スケジュールを自ら決めた上で履行してることから、告示の2点目の受託業者の有する専門的な技術経験に基づいて業務を処理することには該当しておりまして、請負の要件を満たしていると判断しております。従

いまして議員ご指摘の給食調理の民間委託が労働省告示に反しているには当たらないと考えております。

最後でございます。異物混入の原因究明と対策のために、各区に一校以上直営に戻して 比較検証すべきとのご指摘でございます。学校給食調理業務につきましては、日々給食調 理従業者におきまして、日常的な給食調理器具や機械の点検を行って、安全安心な給食の 提供に努めて頂いております。令和4年度は給食調理過程におけます金属片の混入事案が 発生したところから教育委員会におきましては、 給食調理業者への注意喚起、また給食調 理機械の一斉点検の実施、異物混入事故防止研修の開催、補正予算を活用した給食調理器 具の更新等、などといった様々な対策を行ってまいりました。またそれぞれの委託業者に おきましても、研修計画等を作成して計画的な人材育成にも取り組んでおりまして、より 質の高い給食の提供を目指して努力をいただいているところでございます。

また特別支援学校で新規採用された学校給食管理士は、小学校での勤務経験がないために巡回訪問を行うにあたって大量調理校や親子給食実施校でのチェックが難しい部分があるという現場の学校給食管理士からの意見も踏まえまして、令和元年度から民間委託校におきまして実地検証を行なって新規採用の学校給食管理士の資質の向上にも取り組んでいるところでございます。

議員ご提案の各区に一校以上、直営に戻して比較検証すべきという事につきましては、現在の民間委託をやめて直営に戻すということは考えておりません。答弁は以上でございます。

【第二質問】

[学校給食について]

○大石議員

それでは第二質問をさせていただきます。まず教育長に学校給食調理業務の民間委託、 異物混入の根底にある委託契約のあり方について伺います。先程、言いましたように労働 省告示の第 37 条の付託の要件があると、一つはクリアしていないということで言われたけ ども、労働省告示の労務管理の独立、いわゆる自ら行う企画、専門知識、技術、経験、こ れを自ら受託請負業者が持っておく必要がある。ところが、請負業者が自分で献立を作っ て請負業者が自分で栄養士を雇用して専門的技術や経験をもって業務をしなければならな い。ところが、現在は市が作った統一献立で市の職員である栄養士が委託の業者を通じて 野菜の切り方、細かな味付けなどその他に給食時間に間に合うように指示しなければでき ないこれで労務管理上の独立と言えますか。

■教育長

これは他都市でもですね、一度裁判にまで進展した同じようなご指摘ございました。裁判の方でもですね、こういう風な専門性を持った給食調理委託業務、これは限られた時間内に大量の給食を定められた献立記載の通りに調理するということに沿って、それぞれの個々の調理業務企業が、会社が高度の安全性を確保しつつそれぞれの作業工程及び作業動線に基づいて行うことなので、労働省の告示違反ではないというふうな判例が示されております。以上でございます。

○大石議員

労働省告示がですね、業務管理上献立も自分が作り、栄養士を自分で雇用し、専門的な技術や知識や経験をもっておく、請負業っていうのは完結する、それが請負業なんですよ。で、本来非営利の教育委員会、教育を目的とした学校施設で、営利を目的とした企業が請負をやっている、これにも問題がありますけれども、本来請負っていうのは、例えば舗装工事であれば市の委託を受けて、請け負う業者が企画をし、ローラやブルドーザーやトレーラー・トラックを用意して、そしてアスファルトを購入して補修工事をしますよね。トレーラーや車両が壊れたからといって、市が点検費用とかお金を出してあげてますか。しかし今の問題は異物混入があったからということですね。そういう市が点検費用を出してやる、これが請負といえますか。

■教育長

道路工事とですね、比較されると業務の内容がですね、全然違いますので、そこの比較につきましては何とも言えませんけれども、先ほど答弁で申し上げましたように給食委託業者、引き受けて頂いている業者でございますが専門性に基づいて導線の確保、あるいは工程表を責任もって委託を受けて頂いてるところでございます。以上でございます。

○大石議員

どうみてもですね、いわゆる学校教育の施設で、非営利を目的とした学校施設に営利を目的とした民間企業が入っている。本来民法の632条とかですね、請負と派遣の違い、請負というのは完成まで責任を待たなきゃいけない、しかし委託っていうのは完成に責任をもたなくていいと言われています。だから、調理区分の分担をみてもですね、献立を作り、市が献立を作ってあげ、それじゃ食材をトラックで運搬し、そして様々な点検もやっている。これは本当に民間委託請負業と言えるのか。やはり直営校を一校でも作って比較検証しなきゃいけないと思います。

委託費を一食あたりの単価でみると、平成14年モデル実施した貴船小学校で一食あたり22,267円であった委託費が、令和3年度でみると30,886円、1.5倍に増えています。ま

た、同じく平成14年にモデル実施した則松小学校でも、一校あたり9,017円であった委託費用が、令和3年度に24,768円と、2.5倍も増えています。これ民間委託してですよ。増えているわけですから、本当に直営との検証をやるべきじゃないですか。なんでこんな風に委託料が上がってるんですか。

■教育長

ちょっとあの今の比較のですね、数字を私が今手元にもありませんので、契約の度にと言うか契約の中で 2.5 倍になったというのの根拠はちょっと分かりませんけれども、少なくとも契約なんかの契約の更新の際にはですね、例えば給食の食の数字は違う、子どもの数は当然変わりますからだとか、あるいは物価高騰だとか色んな側面あるかとは思いますけれども、数字についてですね、これは別にそのプロポーザル方式にしたときに 2.5 倍になったとかっていうような違和感のあるようなことでありましたら私でもちゃんとチェックをしておりますし、あのちょっと数字につきましては私の今手元にあるので何ともご返答のしようがございません。

○大石議員

平成 29 年の時に私が問題視したのは、給食時間に給食が間に合わない、さらに従事員が度々入れ替わっている、安いと言われた民間委託によってこういう質が向上していない問題があるということを指摘して、平成 29 年プロポーザル方式を導入したと、要するに価格が安いだけであればそういう給食の質の向上は望めないということで、プロポーザル方式を導入したわけですね、総合方式で。そうであるならばですよ。価格が安いところで導入した民間委託は、本当に安全でおいしい給食を提供してるとすればこういう形で金額が上がってくるでしょ。それいったやはり今度、直営校を作って検証すべきではないですか。

■教育長

平成29年の前後に大石議員と当時の教育長とのやりとりというのを私も存じております。で、さまざまな契約方式を工夫しながら今の方式がございます。美味しいというアンケートの結果もたくさん入ってきておりますので、今の民間委託そのものは間違ってなかったというふうに判断しております。以上になります。

○大石議員

間違ってなかったと言えないから、こういう形で様々な契約が入ってきているわけでしょ。そういうことについては委託されて時期が経っているわけだから、異物混入の問題もあるわけだから、検証すべきであることを求めて私の質問を終わります。